

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第3号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第67条中「大阪市、八尾市、松原市の区域外」を「組合構成団体の区域外」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。